

## 第5章 安全に関する情報を提供する制度のあり方の検討

### 第1 都民に防火対象物の安全情報を提供する制度のあり方

#### 1 都民に防火対象物の安全情報を提供する制度創設の意義

防火対象物の高層・大規模化、使用内容や管理形態の複雑多様化、都市の24時間化、高齢者や外国人訪問者の増加など、東京における潜在的危険要因の増大は、今後も社会的に影響を及ぼす惨事の発生や予想し得ない新たな災害の発生につながる可能性が懸念され、防火安全対策を推進する上で解決しなければならない大きな課題となっている。

また、法令では、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、用途、構造、規模等により包括的に安全義務を定めているが、個々の防火対象物の危険実態等は様々であるとともに、中には法令の趣旨・目的を十分理解せず、形式的に法令に適合させているだけの防火対象物も散見され、事実、過去の火災事例をみると、このような防火対象物において法令が求めている実質的性能等がなかったことに伴い、被害の拡大を招いたものが見受けられることから、防火対象物個々の特性、危険実態等に応じた実効性を有する防火安全対策の推進が重要である。

さらに、第16期火災予防審議会（人命安全対策部会）において、安全に関する情報に係る新たな制度を確立する必要があることなどの提言がなされたところであり、また、都民からは安全に関する情報を必要とする声、事業者からは安全に関する自主的・意欲的な取組みをアピールしたいという声が多く寄せられている。

加えて、経済活動を営む事業者が、自らが推進している様々な取組み等を外部に向けて発信していくことは、社会からの信頼を得るための不可欠な要素となっていることからしても、自らが所有・管理する防火対象物の防火安全性を確保するための取組みを社会に向けて積極的に情報提供することは、事業者が果たすべき社会的責務の一つであると言える。

以上のことから、防火に関する法令基準の適合性を審査することはもとより、防火対象物関係者が、一般的な火災又は地震等の災害による被害の軽減等を図るために、当該法令の趣旨・目的を十分に理解して施した防火安全対策の向上に係る自主的・意欲的な取組み等についても、公平・公正な審査に基づき、総合的かつ客観的に評価するとともに、その結果を安全に関する情報として都民に広く、かつ、分かり易く提供することで、都民の安全・安心を確保し、また、関係者のなお一層の努力を促すことにより、防火安全性の高い優良な防火対象物を誘導していくことを目的とした新たな制度の創設が必要である。

「第4章 東京の危険実態等を踏まえた新制度創設の必要性」で論じたとおり、次のアからウに鑑み、防火に関する法令基準の適合はもとより、消防法が通常想定している一般的な火災又は地震等の災害による被害の軽減等を図るために、防火対象物関係者が行っている自主的・意欲的な取組み等を総合的に評価し、その結果を安全に関する情報

として都民に広く提供することで、都民の安全・安心を確保するとともに、関係者のお一層の努力を促し、防火安全性の高い優良な防火対象物を誘導していくことを目的とした新たな制度の創設が必要である。

ア 東京における防火対象物の潜在的危険及び実態危険を踏まえると、防火対象物の実質的な防火安全性向上のための仕組みの構築は、急務であること

イ 第16期火災予防審議会(人命安全対策部会)における提言〔第7章,資料1参照〕、安全に関する情報の提供に対する都民からの要望〔第3章,第1参照〕、防火安全に係る自主的・意欲的な取組みについての適正な評価を求める事業者の声〔第3章,第2参照〕等に応えるためには、既存の制度では包含できない内容があること

ウ 情報公開の気運が高まる中、経済活動を営む事業者が、自らが推進している様々な取組み等を外部に向けて発信していくことは、社会からの信頼を得るための不可欠な要素となっていることからしても、自らが所有・管理する防火対象物の防火安全性を確保するための取組みを社会に向けて積極的に情報提供することは、事業者が果たすべき社会的責務の一つであること

## 2 安全に関する情報の内容

安全に関する情報の内容は、人命安全に直結する内容で、かつ、都民が必要としている情報について優先的に取り入れることが望ましい。

ア 安全に関する情報に対する都民のニーズ

(ア) 新宿歌舞伎町雑居ビル火災以降、都民の防火対象物の安全・安心への関心は一層強まっており、「消防に関する世論調査」の結果では、約7割の人が防火対象物の安全に関する情報を知りたいと回答している。〔第3章,第1,2,(2),問1参照〕

(イ) 都民に対するアンケート結果では、安全に関する情報として、「消防署が検査した結果、違反がないかどうか」について知りたいと回答した人が約8割と最も多く、次いで「避難経路が安全に確保されているかどうか」、「どのような消防用設備が設置されているか」、「違反がないことに加え、さらに火災予防上の安全性を高める対策がとられているか」について知りたいと回答した人が各々約6割おり、こうした内容についての情報を求めていることがわかる。〔第3章,第1,1,(2),問6参照〕

イ 東京が抱える危険要因等

(ア) 東京は、防火対象物の高層・深層・大規模化、都市の過密化、高齢者や外国人訪問者等の増加など、大都市特有の潜在的危険要因を抱えていることから、今後も社会的に影響を及ぼす惨事の発生につながる可能性が高く、また、予想し得ない新たな災害の発生も危惧されている。〔第2章,第1参照〕

(イ) 火災の実態を見ると、防火対象物関係者の防火管理意識の低下により、防火対象物の構造や防災設備の不備欠陥が改修されずに火災が拡大する事例や、従業員等への教育が不十分で、防火戸の閉鎖障害、避難経路の物品存置等に対する適切な対応ができず、在館者の避難に支障をきたす事例が跡を絶たない。〔第2章,第2,2参

照]

- (ウ) 災害時における在館者の避難安全性確保は、人命に直結するものであることから、その内容を防火対象物の安全に関する情報として都民に対し積極的に提供することが望ましい。

#### ウ 安全に関する情報

安全に関する情報の内容は、前ア及びイの内容を踏まえ、人命安全に直結する内容で、かつ、法令適合性、避難安全性等の都民が必要としている情報を優先的に取り入れることが望ましい。

### 3 安全に関する情報の提供方法等

- (1) 情報の提供方法は、防火対象物の出入口、受付等へ表示板等を掲出する方法のほか、ホームページ、パンフレット等あらゆる提供方法を活用して、広く情報が行き渡る仕組みとなるよう検討する必要がある。
- (2) 消防機関のホームページを活用したり、電話での問い合わせに対応できる体制を整備したりするなどして、消防機関からも情報を提供できるよう配慮することが望ましい。
- また、古い情報、誤った情報等により都民が誤解したり不利益を被ったりしないよう、消防機関から常に最新情報を提供する必要がある。

ア 都民に対するアンケート結果から、安全に関する情報の提供方法としては、約9割の人が防火対象物の出入口、受付、フロントなど目に触れやすく、その場で情報がわかる方法を望んでいるほか、消防機関のホームページでの公表を望む声も約55%と半数を超えている。〔第3章,第1,1,(2),問8参照〕

イ インターネット利用者数及び人口普及率は、年々増加を続けており、また、インターネットは、日本のみならず広く海外にも情報を提供することができるとともに、情報の変更に対しても逸早く対応することができるといった利点もあることから、情報の提供方法として非常に有効である。〔第7章,資料6参照〕

ウ 50歳以上から年齢とともにインターネット利用率は減少傾向にあり、特に65歳以上の高齢者の利用率は、他の年齢層に比べて格段に低くなることから、高齢者を考慮したインターネット以外の情報提供方法も検討する必要がある。〔第7章,資料6参照〕

エ 情報通信機器の利用状況調査において、高齢者のほとんどが固定電話を利用しているという結果が出ていることから、電話での問い合わせ対応等による体制も整備する必要がある。〔第7章,資料7参照〕

また、聴覚障害者・視覚障害者等への配慮として、ファックスでの対応やホームページの音声読み上げソフト対応化等についても検討することが望ましい。

オ パンフレット類など、配布することにより防火対象物関係者の管理下から離れるも

のを活用して情報を提供する場合は、当該情報が取り消される場合があるなどの注意書きを記載するなどして、古い情報、誤った情報等により都民が誤解したり、不利益を被ったりしないよう配慮するとともに、消防機関から常に最新情報を提供できる体制を整備する必要がある。

#### 4 安全に関する情報の表現方法

(1) 安全に関する情報の表現方法は、文章等のみでなく、JIS（日本工業標準）規格、ISO（国際標準化機構）規格等に使用されているシンボルサイン、ピクトグラム（絵文字）等を取り入れるなどして、都民一般に一目で分かるようシンプルなものとする必要がある。

なお、東京の地域特性を踏まえ、高齢者、外国人等の災害時要援護者にも分かり易いものとなるよう配慮する必要がある。

(2) ピクトグラム（絵文字）については、その意味する対策が何のために必要なものなのか分かるように配慮する必要がある。

(3) 安全に関する情報は、誰が、何時、どこの防火対象物を評価し、その評価がいつまで有効なものかなどが分かるようにする必要がある。

ア 都民に対するアンケート結果では、安全に関する情報の表現方法は、シンボルマークと文章を組み合わせたほうがわかりやすいと7割以上の方が回答している。〔第3章,第1,1,(2),問9参照〕

イ 安全に関する情報については、年齢、国籍を問わず誰もが一見してその表示の意味するところがわかるよう、簡素でわかりやすいものであることが求められる。そのことからして、シンボルサイン、ピクトグラム（絵文字）は、誰もが容易に情報内容を理解するのに有効な提供手段といえる。

なお、ピクトグラムだけでは、誤解を招くおそれがあることから、文字・文章による説明も併記することが望ましい。

ウ ピクトグラムは、利用者の混乱を防ぐため、現在、JIS（日本工業標準）規格、ISO（国際標準化機構）規格等で標準化されているピクトグラムを参考にして、極力それに近いものとする必要がある。〔第7章,資料7参照〕

エ 他都市と比べても高齢者、外国人等の災害時要援護者数が多い東京の地域特性を踏まえ、情報の表現方法にあっては、災害時要援護者に配慮したものとする必要がある。〔第2章,第1,3参照〕

オ 情報の適正化を図るためには、当該情報がいつまで効力であるのか、どの事業所に対しての情報かなどを明確にする必要がある。また、ピクトグラムで表示した場合、その意味する内容及び災害時にどのような効果があるのかなどについて、詳細な情報を入手できるように問い合わせ先等を合わせて表示する必要がある。

## 5 安全に関する情報を必要とする防火対象物

(1) 安全に関する情報を提供する防火対象物は、都民がどの用途の防火対象物を利用する際においても安心して利用できるよう、原則として全ての用途について対象とすることが望ましい。

なお、新たな制度が都民一般に定着するまでの間は、不特定多数の者が利用するもの及び都民が情報を必要としているものから優先していくことが望ましい。

(2) 安全に関する情報は、原則として防火対象物の「棟」を一つの単位として提供することが望ましい。ただし、複合用途防火対象物等において、一方のテナントから他方のテナントへ火災の影響が及ばない措置がとられている場合などは、テナント部分ごとに提供できる仕組みも検討する必要がある。

ア 都民に対するアンケート結果において、「火災予防上安全である」かどうか気になる防火対象物は、回答が多い順に、「旅館、ホテル」(約 88%)、「劇場、映画館」(約 68%)、「デパート、スーパーマーケット」(約 63%)となっており、火災が発生した場合に、延焼拡大、避難困難が予想される用途の防火安全性について気になる人が多いことがわかる。〔第3章,第1,1,(2),問4参照〕

イ 都民がどの用途の防火対象物を利用する際においても安心して利用できるようにする必要があることから、新たな制度は、原則として全ての用途について対象とすることが望ましいが、当該制度が定着するまでの当面の間は、出火危険、避難困難が想定される不特定多数の者が利用するもの及び都民が特に情報を必要としているものから運用し、社会のニーズに応じ、段階的に対象用途の拡大について検討していくことが望ましい。

ウ 安全性の評価に係る対象については、防火対象物のテナント部分など一部分を「単位」とした場合、次に掲げる問題が考えられることから、原則として防火対象物の「棟」を一つの単位として提供することが望ましい。

(ア) 防火対象物の一部分に表示板等を掲出した場合、利用者が防火対象物全体に対する情報であると誤解をする可能性がある。

(イ) 表示板等を掲出した部分以外から火災が発生した場合、延焼危険、避難危険は表示板等を掲出した部分を含む防火対象物全体に及ぶ可能性があることから、当該情報の信頼性を確保することが難しい。

(ウ) 表示板等を掲出した部分とその他の部分とが避難経路を共有する場合、避難動線は一体的に捉えることから、審査範囲の設定が難しい。

エ 東京消防庁管内における防火対象物の実態をみると、単独用途よりも複合用途の方が多く、渡り廊下等により接続された対象物も相当数存在している。

また、複数の用途が集まる多目的施設や大型商業施設など、防火対象物の使用形態が多様化しており、「棟」を一つの単位とすることが実態に合わない場合も考えられることから、一方のテナントから他方のテナントへ火災の影響が及ばない措置が取ら

れている場合など一定の要件を満たす防火対象物について、テナント部分ごとに情報を提供できる仕組みを検討する必要がある。

## 6 防火対象物の安全性を評価するための基準

- (1) 「優良な防火対象物」とは、防火対象物の関係者が、実効性ある防火安全対策の実現を目指し、以下の事項について積極的に取り組んでいるものと定義し、優良な防火対象物であるかどうかについて評価する基準は、具体的資料に基づき、客観的、工学的な手法で評価できるものとするのが望ましい。

なお、防火対象物関係者の自主的・意欲的な取り組みは、ハード・ソフト両面の対策について評価できるものとするとともに、多額な予算をかけなければ必ずしも評価されないといったものにならないように配慮する必要がある。

維持管理の徹底を図り、常に法令適合性を確保している。

火災等の災害に備え、利用者の安全避難や発見、通報、初期消火等一連の自衛消防活動が適切に行える行動力を検証するなどして、避難安全性及び自衛消防活動能力を確保している。

防火対象物個々の危険実態等を踏まえ、防火安全性を向上させるための自主的・意欲的な取り組みを積極的に実施している。

平素から高い防火意識を持って、出火危険の低減など火災予防対策に十分配慮している。

自主的・意欲的な取り組み等を含めた防火対象物に施されている防火安全対策を都民一般に広く情報発信しようとしている。

- (2) 法令上、「適合」とされる既存不適格建築物であっても、火災事例等から明らかに実質的危険要因が認められるものについては、評価するにあたり、人命安全が確保されるよう防火安全性の向上等について配慮することが望ましい。
- (3) 防火対象物の防火安全性を評価するための基準は、制度の透明性を確保するため、広く一般に公表する必要がある。

### ア 法令適合性の確認

防火対象物の防火安全性を認める場合において、法令遵守は必要最低限の要素であることから、消防関係法令、建築関係法令（防火に関する規定に限る。）等に適合していることを確認する必要がある。

### イ 自主的・意欲的な取り組みの確認

#### (ア) 避難安全性能の検証

a 市場のニーズに応じたりリニューアルやコンバージョン、使用形態の変化による間仕切り変更等により、設計時における防火安全思想が崩れている防火対象物が見受けられることから、避難安全性能を検証することにより、現状における防火対象物の避難安全性能を確認する必要がある。

b 軽微な過失による出火や外部者による放火なども考えられ、火災を100%起こさないということは不可能である。このことから、万が一火災が発生した場合に

際しても確実に避難できるといった避難安全性能を検証しておくことは、防火安全対策上重要であるといえる。

- c 法令は、あくまで用途、構造、規模等の違いにより包括的に安全義務を定めているものであることから、特に不案内な利用者が多数在館する防火対象物については、避難経路を分かり易く計画したり、必要な技能・知識・人員を備えた自衛消防隊を組織したりするなど、防火対象物個々の特性に応じた独自の工夫も重要である。

このことからして、避難計算等の工学的な手法を積極的に活用して避難安全性能を検証し、その結果を自衛消防訓練や避難施設等に係るレイアウトの検討等に活用することは、防火対象物関係者自ら所有・管理する防火対象物の火災等に対する防火安全性について把握し、実効性のある防火管理を推進していく目安となり、防火安全性の向上を図る上で有効である。

#### (イ) 自衛消防活動能力の検証

- a 形式的には法令どおり「防火管理者の選任」、「消防計画の作成」、「訓練の実施」等がなされていても、火災の実態をみると、屋内消火栓を使用できずに延焼拡大したり、放送設備を使用できずに避難誘導が遅れたりするといった事例が見受けられる。〔第2章,第2,2参照〕
- b アルバイトやパートに対する教育訓練が徹底されていないため火災発生時に適切な対応がとれなかった事例やテナント間の連携がとれていない事例なども発生しており、雇用形態、使用実態等の防火対象物の実状に対応していない自衛消防組織も見受けられる。〔第2章,第2,2参照〕
- c 以上のことから、実際に発見、通報、初期消火、避難誘導等の一連の自衛消防活動が取れるか否か、実動審査に基づき検証することは、防火対象物の実態に応じた自衛消防組織が確立されているかを確認する上で必要である。

#### (ウ) その他

- a 防火対象物関係者に対するアンケート結果では、自らが実施している自主的・意欲的な取組みを都民にアピールしたいと7割以上が回答しており、一方、都民に対するアンケート結果でも、この情報を半数以上の人を知りたいと回答している。〔第3章,第1,1,(2),問6及び第3章,第2,2,問3参照〕
- b この自主的・意欲的な取組みが適正に評価されることにより、インセンティブが向上し、防火対象物関係者自らが防火対象物の防火安全性の向上を図るための一層の努力が期待できるようになる。
- c 自主的・意欲的な取組みは、ハード・ソフト両面の対策について評価できるものとし、さらに基準で示す項目以外の取組みについても、防火対象物関係者からの申し出により、防火安全上有効であると認められるものについて評価できる仕組みとすることが望ましい。

#### ウ その他

##### (ア) 過去の立入検査結果・火災発生状況の確認

審査直前に違反・火災があっても、審査時に違反・火災損害が改修・改善され、

基準に適合していれば「適合」とするのは、都民一般から理解を得るのは困難であり、制度の信頼性低下にもつながるおそれがあることから、一時点における基準適合性のみではなく、過去の履歴についても審査項目に入れ、適合状態の継続性を確認する必要がある。

(イ) 防火対象物関係者の防火防災に対する基本理念等の確認

防火対象物関係者の防火防災に対する基本理念の明確性、その理念に基づく計画の履行、防火管理体制の定期的な見直し、点検結果、立入検査結果及び法令改正等に対応できる改善体制の構築等の組織体制を確認することは、審査後における適合状態の継続性、雇用形態の変化に対応するアルバイト等も含めた防火教育の実施等、実効性のある管理体制を見極めるため、非常に重要な要素である。

(ウ) 既存不適格建築物の取扱い

既存不適格建築物は、建築基準法上、「適合」と扱われるものであるが、火災事例等から明らかに危険であるにもかかわらず、「優良な防火対象物」と評価したのでは、制度自体の信頼性が疑問視されるおそれがある。

このことから、明らかに実質的危険要因が認められる既存不適格建築物について評価する際には、人命安全が確保されるよう防火安全性の向上等について配慮することが望ましい。

(I) 基準の公表

制度の基準を公表することにより、制度の透明性、信頼性を確保するとともに、防火対象物関係者が当該基準を確認し、防火対象物の防火安全性を確保する目標とすることができるようにすることが望ましい。

## 7 条例化の必要性

- (1) 防火対象物関係者が防火対象物の防火安全性を向上させることの重要性を理解し、自主的・意欲的な取組みを推進するため、制度を有効活用することを促すとともに、都民自らが安全に関する情報を把握して防火対象物を利用できるようにするため、制度を広く普及させる必要があること、また、安全に関する情報の適正な取扱いをする必要があることなどから、条例に位置付けて運用することが望ましい。
- (2) 防火対象物関係者が、自ら所有・管理する防火対象物の危険実態等を踏まえ、防火安全性の向上等に努めるようにするための方策等について、条例による規定化を含めて検討する必要がある。
- (3) 制度の信頼性の確保等を図るため、正規の事務手続きを経ないで情報提供した場合や都民が誤解を招くような紛らわしい表示等により情報提供をした場合などについての罰則規定についても検討する必要がある。

ア 防火対象物の安全に関する情報は、以下の理由から条例に位置付けて運用することが望ましい。

- (ア) 防火対象物関係者が防火対象物の防火安全性を向上させることの重要性を理解し、自主的・意欲的な取組みを推進するため、制度を有効活用することを促す必要

がある。

- (イ) 都民自らが安全に関する情報を把握し、安心して防火対象物を利用できるようにするため、制度を広く普及させる必要がある。
- (ウ) 消防機関が知り得た防火対象物の安全に関する情報を公表することになることから、情報の適正な取扱いをする必要がある。
- (エ) 制度の信頼性を確保するため、審査方法や事務手続き等について明確にする必要がある。
- (オ) 不当な情報提供を防止することに、厳正かつ的確な対応が可能となるように制度を明確にする必要がある。

イ 防火対象物関係者が、自ら所有・管理する防火対象物の危険実態等を踏まえ、防火安全性の向上等に努めるようにするための方策等について、条例による規定化を含めて検討する必要がある。

ウ 制度の悪用・乱用を防止し、信頼性の確保を図るため、正規の事務手続きを経ないで情報提供した場合や都民が誤解を招くような紛らわしい表示等により情報提供をした場合などについての罰則規定についても検討する必要がある。

## 8 その他

- (1) 防火対象物の防火安全性の評価は、安全に関する情報の信頼性等を確保するため、消防機関が主体となっていくとともに、公平・公正・適正・的確な審査ができるよう、審査委員会等を設置するなどの審査体制整備に配慮する必要がある。  
また、当該評価にあっては、幅広い総合的な防火対策に関する知識・技術が必要であることなどから、当該知識・技術を有する民間技術者を有効活用する仕組みについても検討する必要がある。
- (2) 防火対象物関係者による実態に即した訓練等により、審査後においても自衛消防活動能力の維持が図られるよう、防火対象物関係者の自助努力を支援する仕組みについて検討する必要がある。
- (3) 防火対象物の防火安全性に係る評価には、当該評価の信頼性維持のため、一定の有効期限を設ける方向で検討する必要がある。  
なお、継続して情報提供ができるよう、有効期限が経過する前から申し出ることができるようにするとともに、有効期限の過ぎたものが、そのまま継続して情報提供されないよう、管理・監視できるようにすることが必要である。
- (4) 防火対象物の防火安全性の評価に係る手数料の徴収については、当該制度の趣旨、目的等を勘案し、慎重に検討する必要がある。
- (5) 防火安全性を評価する基準に適合していると認めたことを取り消した場合や不当な情報提供をした場合なども、安全に関する情報を提供する場合と同様にホームページ等により公表することを検討する必要がある。

### ア 防火安全性の評価の主体

- (ア) 都民に対するアンケート結果では、安全に関する情報は、消防署などの行政機関

が認めたものなら信頼性があると9割以上の人が回答していることや防火対象物が安全であるかどうかを審査する事項には、消防機関が知り得た情報及び防火の専門家としての知見等なくしては実施できないものが多いことなどから、防火安全性の評価にあっては、消防機関が主体となって推進することが望ましい。〔第3章、第1、1、(2)、問7参照〕

なお、審査にあたっては、公平・公正・適正・的確なものとなることが要求されることから、一担当者が審査するのではなく、審査委員会等を設置するなどの審査体制整備に配慮する必要がある。

- (イ) 防火対象物の防火安全性の評価にあっては、幅広い総合的な防火対策に関する知識・技術が必要であることや、信頼性の確保のために厳密な審査を要求されること、これに伴い膨大な事務量を要することとなることなどから、総合防火対策に精通した民間技術者を有効活用する仕組みも検討する必要がある。

#### イ その他

- (ア) 審査時において、十分な自衛消防活動能力を有するものであっても、その後、人事異動等による技能所有者の減員や訓練の形骸化等により、その能力低下が懸念される。このことから、審査後においても当該自衛消防活動能力の維持が図られるよう、防火対象物関係者の自助努力を支援する仕組みについて検討する必要がある。

- (イ) 防火対象物の防火安全性の審査は、ある一時の時点におけるもので、将来にわたって安全であることを保証したのではないことから、当該制度の評価に係る信頼性維持を図るため、一定の有効期限を設ける方向で検討する必要がある。

なお、継続して情報提供ができるよう、有効期限が経過する前から申し出ることができるようにするとともに、有効期限の過ぎたものが、そのまま継続して情報提供されないよう、管理・監視できるようにすることが必要である。

- (ウ) 安全に関する情報を提供する制度は、都民の人命安全を確保するといった都民自身の利益のために情報提供するものである一方、防火対象物関係者の利益のために防火対象物関係者が実施している自主的・意欲的な取組み等についてアピールできるものでもあるといった両面を持っている。

後者を想定した場合、審査に相当の時間・労力が必要であるにもかかわらず、都民全体の奉仕者たる行政機関が、ある防火対象物関係者に対してのみにサービスをすることとなり、不公平感が生じる可能性も考えられることから、安全性の評価に係る手数料の徴収については、慎重に検討する必要がある。

- (I) 消防機関は、防火対象物関係者の自主的・意欲的な取組みの促進を図るため、基準に適合していると認めた防火対象物をホームページ等で公表するとともに、当該適合について取り消した場合や不当な情報提供をした場合なども同様に公表するよう事務手続きについて検討する必要がある。

## 第2 新制度の都民に対する効果的な周知方策のあり方

### 1 広報活動

- (1) 新たな制度を都民、防火対象物関係者及び関係業界に対して広く周知するためには、新聞、雑誌、CATV、インターネット等のあらゆるメディア及び町会・自治会等の様々な地域ネットワークを活用して広報する必要がある。
- また、国際都市東京の防火・防災への取組み姿勢を広く世界に向けてアピールするためにも、インターネット等を活用して広報することは重要である。
- (2) 広報にあたっては、高齢者、外国人等の災害時要援護者にも分かり易いものとなるよう配慮する必要がある。

ア 新たな制度の趣旨、目的等について、都民、防火対象物関係者及び関係業界の理解を得るためには、制度の運用開始前にあらゆる広報媒体を活用して幅広く周知を図るとともに、都民等からの問い合わせにもタイムリーに対応できるような体制整備に配慮する必要がある。

イ 平成15年3月にミュンヘン再保険会社が公表した「世界大都市の自然災害リスク指数」によると、東京・横浜の指数は710で、2位のサンフランシスコ(指数167)、3位のロサンゼルス(指数100)、4位の大阪・神戸・京都(指数92)を大きく引き離し、世界主要50都市の中で、最もリスクが高い都市とされている。〔第7章,資料10参照〕

自主的・意欲的に防火安全性の向上について取り組んでいることを評価し、安全に関する情報として広く提供する制度を、インターネット等を活用するなどして世界各国に広報することは、東京の防火・防災への取組み姿勢をアピールすることとなり、リスク指数の低下にもつながることが期待できるものである。

ウ 広報にあたっては、高齢者、外国人等の災害時要援護者にも分かり易いものとなるよう配慮する必要がある。

### 2 保険料割引等による制度普及支援策

安全に関する情報を提供する制度の普及のため、保険制度等に係る関係機関に当該制度の拡充等について積極的に働きかけていくなどの支援策について検討することが望ましい。

ア 制度の普及のためには、当該制度の取得や維持に要するコスト以上の便益が享受できる環境を形成するなどの経済合理性が必要である。この直接的方策として、火災保険等の損害保険を安価で購入できるようにすることや、融資等において優遇措置がなされるようにすることなどが考えられることから、この実現に向けて関係機関に積極的に働きかけるなどの支援策を検討することが望ましい。

イ 融資制度については、日本政策投資銀行において、企業の防災への取組み度合いを

格付けし、高格付けの企業ほど防災対策向けの融資金利を低くする全国規模での新たな制度導入の動きがある。防火安全性確保のための防火対象物関係者の取組みを評価する新たな制度についても、関係機関に積極的に働きかける等、防火安全性確保に取り組む防火対象物関係者への支援策を検討することが望ましい。

### 第3 その他必要な事項

- (1) 審査の簡素化を図るとともに、二重行政、ダブルスタンダード等の誤解を招かないようにするため、現行法令において運用されているもので、防火対象物の防火安全性を審査する基準に適合していることを確認できる場合は、それをもって代替できる仕組みを検討する必要がある。
- (2) 防火に関する法令の適合性を審査する際、建築基準法関係の事項にあっては、建築行政庁と連携・連絡を密にして対応することが望ましい。
- (3) 消防機関は、新制度の条例具現化及び広報活動、保険等関係機関への働きかけ、関係行政庁との連携等による新制度の普及促進を計画的に推進する必要がある。

ア 現在、防火対象物の防火安全性に係る点検報告制度には、消防法に基づく防火対象物定期点検報告制度及び消防用設備等の点検報告制度、建築基準法に基づく定期報告制度等があるが、新たな制度における審査項目において、これらの制度における点検内容と重複するものがある場合は、これらの点検結果（写し）の提出をもって代替できる仕組みを検討するなど、防火対象物関係者の負担軽減、審査の簡素化を図るとともに、二重行政、ダブルスタンダード等の誤解を招かないようにすることが望ましい。

イ 新たな制度の信頼性を確保するため、安全に関する情報の提供に係る申請がなされた旨の情報や、既存不適格建築物に対する勧告・是正命令の情報等について、建築行政庁と連携・連絡できる仕組みを検討することが望ましい。

ウ 消防機関は、新制度の条例具現化及び広報活動、保険等関係機関への働きかけ、関係行政庁との連携等による新制度の普及促進について基本計画等を樹立するなどして、計画的に推進する必要がある。